

## 岩手海区漁業調整委員会委員候補者審査委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱（令和2年9月23日施行）第9条の規定により設置する岩手海区漁業調整委員会委員候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 岩手海区漁業調整委員会の委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の資格その他の適性等を審査すること。
- (2) 前項の審査結果を知事に報告すること。

### (構成)

第3条 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、次の者をもってあてる。

- (1) 総務部人事課総括課長
- (2) 農林水産企画室管理課長
- (3) 農林水産部水産振興課総括課長
- (4) 広域振興局水産部長
- (5) 岩手海区漁業調整委員会事務局長
- (6) その他知事が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は農林水産部水産振興課総括課長を、副委員長は総務部人事課総括課長をもってあてる。
- 3 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係機関に対し資料を提出させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は非公開とする。

(候補者の審査)

第6条 審査委員会における委員候補者の資格その他の適性等の審査は、別表に定める審査基準により行うものとする。

(秘密保持)

第7条 審査委員は、審査委員会で知り得た一切の情報を漏らしてはならない。審査委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、農林水産部水産振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 令和2年11月30日までの間は、この要綱中「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法」と読み替えるものとする。